

認知機能の低下と資産管理（2）

認知症になる前の準備が大切、とはいっても難しい？

金融調査部 研究員 藤原翼

第9回は第8回に続き、認知機能の低下と資産管理について解説します。

1. 任意後見制度の利用

本シリーズ第8回では認知機能が既に低下した場合における資産管理の方法として、法定後見制度の利用について解説しました。しかし、より本人の意思を反映して資産管理を行うためには、認知機能が低下する前の準備が重要になります。

成年後見制度のうち、本人の判断力がある段階で事前の準備を行う場合は「任意後見制度」を利用します¹。任意後見制度は、代理権を与えられた任意後見人が本人の「財産管理」や「身上監護」を行う制度である点では法定後見制度と同じです²。ただし、法定後見制度では家庭裁判所が後見人等を指定するのに対し、任意後見制度では本人が信頼できる家族等を任意後見人として指定することができます。任意後見人の職務は家庭裁判所が指名した任意後見監督人が監督することになります。また、本人が任意後見人に代理権を与えたい内容を、公正証書による任意後見契約で定めることができる点も大きな特徴です。このように、任意後見制度は法定後見制度に比べると本人の意思が尊重されやすい制度であると言えるでしょう。ただし、法定後見制度で指摘されるコスト面の問題は任意後見制度でも見られます。任意後見人に家族等を指名することで報酬の支払いを不要にすることができる一方で、任意後見監督人に対して継続的な報酬の支払いが必要になります。さらに、任意後見人になった家族等は定期的な家庭裁判所への報告が必要になり、事務面でのコストがかかります。

任意後見制度を利用すれば、資産管理はどこまでも柔軟に行えるのでしょうか？確かに、理論上では、任意後見契約で事前に定めることで、柔軟な資産管理を行えるとされています。しかし、家庭裁判所の資料では一般的な留意事項として「元本が保証される金融商品を利用するこ

¹ 任意後見制度は厳密には「移行型」「即効型」「将来型」の3つのタイプがある。

² 法定の後見制度では、後見人が被後見人の法律行為を取り消す権利（取消権）が与えられているが、任意後見人には取消権が与えられておらず、本人の意思をできるだけ尊重する制度になっている。

と」、支出として相続税対策の贈与は原則認められないことなどが言及されています³。実際にはそれぞれのケースで解釈は様々とみられますが、「何でも柔軟に」というわけではないようです。

2. 信託の活用

資産管理に係る準備として、信託の活用も挙げられます。信託には金融機関が提供する信託サービスの他にも「家族信託」といわれるものもあり、近年注目度が高まっています。家族信託では本人が信頼できる家族等を受託者とし、認知機能が低下する前に締結する信託契約に従って資産管理が行われます。家族信託では成年後見制度で見られる家庭裁判所による監督がなく、(信託契約に忠実である限りではあるものの)積極的な資産運用や相続対策等を含め柔軟な資産管理を行いやすいと評価されることが多いです⁴。家族信託の組成には専門的な知識が必要なため、弁護士等の専門家などに信託設計のコンサルティングを受けることが通常であり、その場合はコンサルティング費が初期費用としてかかります。しかし、成年後見制度のように継続的な費用がかからないため、長期的には費用の負担も少なくなる可能性があります。

このように説明すると、家族信託を利用すれば万事解決のように思えますが、必ずしもそうではありません。法的な契約を代理で結ぶ等の「身上監護」の機能は家族信託にはありません。そのため、結局は身上監護を行える成年後見制度の利用が必要になることもある点は注意が必要です。また、成年後見制度でも後見人等による不正が問題となってきましたが、家族信託では基本的に受託者を監督する第三者がいないので⁵、その家族等を本当に信頼できるかが特に大切になります。どの制度が最適かは、結局のところは各人の状況によります。

3. 事前の準備が大事、とはいっても難しい？

認知症になる前に資産管理の対策を取ることで、できるだけ本人の意思を反映させることが可能になるのは確かです。しかし、任意後見制度の利用者数は2019年末時点で2,652人⁶と極端に少ないのが現状です⁷。さらに内閣府による世論調査によれば、任意後見制度の認知度が最も高い60代でも、39%に留まっており、全体としてさらなる認知度向上が必要なことが分かります⁸ (図表参照)。任意後見制度や信託についての理解は、高齢者自身だけではなく、その子

³ 千葉家庭裁判所「令和元年10月版 任意後見人のしおり」

https://www.courts.go.jp/chiba/vc-files/chiba/file/440siori_ninni.pdf

⁴ 受託者には「善管注意義務」があり、さらに他の親族等とトラブルが生じる可能性も考慮すれば、慎重な資産管理が求められる点は成年後見制度と変わらない。

⁵ 信託監督人を設定することで、受託者を監督することが可能になる。

⁶ 厚生労働省「成年後見制度の現状」(2020年6月)より。

⁷ 家族信託については公式な統計がなく、利用実態が不明である。

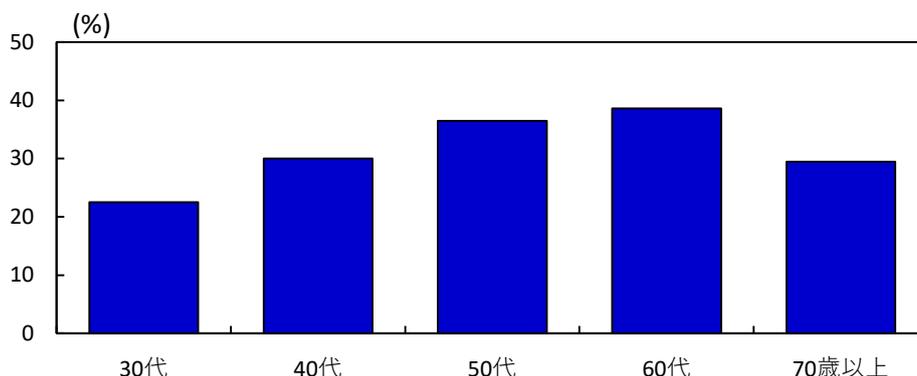
⁸ 内閣府「認知症に関する世論調査」(令和元年12月調査)より。任意後見制度の認知度は「将来の判断能力の低下に備え、元気な時にあらかじめ後見人となるべき人を決めておく『任意後見制度』がある」ことを知っている」と回答した比率。

ども等も必要です。金融機関としては、店舗におけるパンフレットの提供以外にも、店舗を利用しない層のためにオンライン上での情報提供も積極的に行う必要があるでしょう。例えば、金融機関の口座アプリを活用すること等が考えられます。

しかし、仮に任意後見制度や信託について理解していたとしても、現時点で認知機能に問題がなければ、正常性バイアスにより「認知症になったときのために準備をしよう」と考えるのは難しいかもしれません。また、認知症についての会話はセンシティブと捉えられる面があり、家族内で議論が進まないことも考えられます。誰が任意後見人や受託者となるのかを決めるのも簡単ではないでしょう。

事前の準備に一步踏み出すためには、認知症による影響を本人・家族共に自分事として感じられることが重要と考えられます。例えば、テクノロジーを活用することで認知機能低下の兆候を早期かつ客観的に把握することができれば、事前準備を行う後押しになるかもしれません（本シリーズ第7回参照）。

図表 任意後見制度の認知度



(注) 任意後見制度の認知度は「将来の判断能力の低下に備え、元気な時にあらかじめ後見人となるべき人を決めておく『任意後見制度』がある」ことを知っているとした比率。

(出所) 内閣府「認知症に関する世論調査」(令和元年12月調査)より大和総研作成

(次回予告：SDGsとしての金融ジェロントロジー) 以上